

# 知財高裁「流し台のシンク事件」判決に学ぶ：特許解釈と明細書作成の要諦



認められた損害賠償額：  
わずか1万8000円  
僭書認定も、販売台数や  
利益額の立証不足による

対象製品：  
システムキッチン用  
シンク「3StepSink」

## 解釈の鍵：特許法70条の枠組み

文言の意義解釈における明細書の「課題」「作用効果」  
「変形例」の参酌範囲が焦点



特許庁判定：  
形状の「量」を重視  
「主たる部分」が傾斜面で  
あることを要求。被告製品は  
大部分が鉛直面のため、非属。

✕ 非属(白)

## 原審（東京地裁）： 形状の「広がり」を重視



奥方へ一定の広がりを持  
つ内部空間を形成する程  
度の面積・角度が必要。短  
い傾斜面では不十分。

✕ 非充足(白)

## 知財高裁：形状の「機能」を重視



段部間隔を同一にする  
「機能」を果たしてい  
れば、壁面の一部が傾  
斜しているだけで充足。

✓ 充足(黒)

判断主体	傾斜面の捉え方	被告製品への評価	結論
特許庁判定	主たる部分が傾斜面	主たる部分は鉛直面	非属(白)
原審	一定の内部空間を形成する面積	短い傾斜面だけでは足りない	非充足(白)
知財高裁	間隔を容易に同一化する機能	一部の傾斜でも機能を果たす	充足(黒)

## 明細書作成・権利行使への実務的教訓



変形例記載を「定型句」  
で終わらせない

具体的なバリエーション  
(全傾斜、一部傾斜、垂直  
面併存など)を明記して  
おく。



クレームドラフティング  
の明確化

発明の本質(間隔調整か  
空間拡張か)を峻別し、技  
術的意義を曖昧にしない  
表現を検討。



損害立証の早期準備

技術の寄与度や市場代替  
性の証拠を早期に収集。  
高額製品ほど重要。